

第4章 プランの推進

1. 総合的な推進体制の充実

男女共同参画社会の実現のためには、広範かつ多岐にわたる取組を、男女共同参画の視点を持って総合的に実施しなければなりません。そのため、市役所庁内推進体制を強化するとともに、市民や企業、団体などと協働しながらプランを推進していきます。

(1) 丸亀市男女共同参画推進条例に基づく施策の推進

丸亀市男女共同参画推進条例に基づき、市、市民、事業者が協働して、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 市役所庁内推進体制の強化

- ① 「丸亀市男女共同参画推進本部」は、全庁体制によるプラン推進の責任者として、本市における男女共同参画社会の形成を促進します。
- ② 「丸亀市男女共同参画推進本部幹事会」は、各課における施策を効果的に実施するため、男女共同参画室や関係各課と情報交換を行い、関連施策の実施について組織横断的な調整を行います。
- ③ 「丸亀市男女共同参画推進研究会」は、男女共同参画に関する具体的な事項を調査・研究し、その過程において、男女共同参画に対する理解を深めます。また、調査・研究の成果を男女共同参画推進本部、男女共同参画推進本部幹事会に報告するとともに全庁的に共有できるよう努めます。
- ④ 「担当課」は、男女共同参画室や、同じ施策を実施するほかの課と連携しながら、男女共同参画の視点を持って施策を推進します。
- ⑤ 「男女共同参画室」は、プランに挙げたすべての施策の推進を総合的に調整します。常に担当課と意見交換しながら各分野の現状を把握するとともに、施策実施について男女共同参画の視点からより効果的となるように、組織横断的な調整を行います。また、丸亀市男女共同参画審議会からの提言についても、それを生かすことができるよう担当課に働きかけます。

(3) 市職員への意識啓発

男女共同参画の視点を持ってあらゆる行政施策を推進できるよう、職員の男女共同参画の意識を高める研修を実施します。

(4) 市民、企業、関係団体などとの協働

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが自分自身にかかわることとして主体的に考え、取り組んでいくことが大切です。市民やコミュニティ、市民活

動団体、企業、経済団体、国や県の機関などと連携・協働しながら取組を進めます。

また、ワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進のために、本市とともに瀬戸内中讃定住自立圏³⁷形成の推進に取り組んでいる市町（善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）とも連携を強化します。

2. 男女共同参画推進拠点の充実

男女共同参画を推進しようとする市民活動団体の交流拠点として、生涯学習センター5階に「男女共同参画推進ゆめ」の部屋を設けています。この部屋には関連図書などを設置しているものの、開かれたスペースとはなっていないため、利用者が限られているのが現状です。

そこで、平成32年度（2020年度）の完成を目指して建設準備を進めている市民交流活動センターに、市民交流・活動のためのスペースとともに男女共同参画スペースを設け、そのスペースが、より多くの市民が交流できる男女共同参画推進のための拠点となるよう整備していきます。

3. プランの進行管理

男女共同参画施策を着実に推進していくためには、プランの進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。

そのため、各施策の担当課長が施策の実施状況や効果を評価するほか、丸亀市男女共同参画審議会においても施策の実施状況を検証し、評価や提言を行います。

審議会から出された提言は、男女共同参画室と担当課が連携して、その後の施策や計画に反映させます。

また、毎年度、施策の実施状況などについて報告書を作成し、ホームページで公表します。

³⁷ 瀬戸内中讃定住自立圏／人口定住の促進のため、中心市宣言を行った市（丸亀市）と、連携市町（善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）で、それぞれの役割を分担し、協力しながら、安心して暮らせる地域、魅力あふれる地域の形成を目指しています。

4. プランの数値目標・モニタリング指標一覧

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

目標	施策番号	指標	現状値 (時点)	目標値 (期限)
1	【1】	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を使った広報回数	年 10 回 (H28 年度)	年 30 回 (H33 年度)
	【1】	市ホームページの「男女共同参画」ページへのアクセス回数	年 375 回 (H27 年度)	年 600 回 (H33 年度)
	【1】	男女共同参画を推進するリーダーの登録者数 ※新たに登録制度を設けます。	— (H28 年度)	20 人 (H33 年度末)
2	【3】	男女共同参画を推進する講演会や講座、セミナーなどの開催回数	年 6 回 (H28 年度)	年 10 回 (H33 年度)
3	【2】	①審議会等委員の女性登用率 ②女性登用率が 40.0%～60.0%である審議会等の割合 ③女性のいない審議会等の数	①35.5% ②44.9% ③ 3 (H27 年度)	①40.0% ②70.0% ③ 0 (H33 年度末)
	【2】	①市役所女性管理職（全職種）の割合 ②市役所女性管理職（一般事務職）の割合 ※管理職：部長級、課長級、副課長級 （「丸亀市特定事業主行動計画」に示している指標）	①27.3% ②18.6% (H28 年度)	①35.0% ②25.0% (H33 年度)
4	【1】	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施回数	年 2 回 (H28 年度)	年 10 回 (H33 年度)
	【2】	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合 （男女共同参画に関する企業アンケートより）	18.5% (H27.8)	0.0% (H32 年度)
	【2】	市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率 （男女共同参画に関する企業アンケートより）	3.2% (H27.8)	15.0% (H32 年度)
	【2】	産業振興支援補助金（職場環境改善）利用件数	年 2 件 (H28 年度)	年 5 件 (H33 年度)
	【3】	①市役所男性職員の育児休業取得率 ②市役所男性職員の子育て参画のための特別休暇取得率 （「丸亀市特定事業主行動計画」に示している指標）	①12.5% ②68.8% (H27 年度)	①15.0%以上 ②80.0% (H33 年度)
	【4】	メンタルヘルス研修の実施回数	— (H28 年度)	年 3 回 (H33 年度)
	【6】	各種保育サービスを実施している施設数 ①延長保育 ②病児・病後児保育 ③休日保育 ④乳児保育 ⑤一時預かり	①15 か所 ② 1 か所 ③ 0 か所 ④16 か所 ⑤ 7 か所 (H28 年度)	①15 か所 ② 2 か所 ③ 1 か所 ④16 か所 ⑤ 9 か所 (H33 年度)
	【6】	ファミリー・サポート・センターの登録者数	816 人 (H27 年度)	1,000 人 (H33 年度末)

目標	施策番号	指標	現状値 (時点)	目標値 (期限)
4	【7】	認知症カフェ、介護教室などへの参加者数	年 210 人 (H27 年度)	年 3,000 人 (H33 年度)
	【10】	男性の料理普及啓発者数	4 人 (H28 年度)	15 人 (H33 年度末)
	【11】	コミュニティによる地域活動などを支援する「コミュニティまちづくり補助金」の活用地区数	13 地区 (H27 年度)	17 地区 (H33 年度)
5	【1】	働く女性向け交流会の開催回数と参加者数	— (H28 年度)	年 2 回 年 30 人 (H33 年度)
	【2】	セクシュアル・ハラスメントに対する取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	45.2% (H27.8)	20.0% (H32 年度)
	【4】	女性認定農業者数	10 人 (H27 年度)	12 人 (H33 年度末)
6	【1】	デートDVも含むDV防止に関する啓発活動の実施回数	年 6 回 (H28 年度)	年 10 回 (H33 年度)
	【2】	相談カード・シールの設置か所数 ①公共施設 ②民間施設	①24 か所 ②2 か所 (H28 年度)	①40 か所 ②200 か所 (H33 年度末)
	【2】	DV相談の窓口として、次の相談先を知っている人の割合 ①丸亀市女性相談 ②香川県子ども女性相談センター (男女共同参画に関する市民アンケートより)	①19.1% ②19.1% (H27.8)	①50.0% ②50.0% (H32 年度)
7	【2】	①乳がん検診受診率 (40 歳から 69 歳までの女性) ②子宮がん検診受診率 (20 歳から 69 歳までの女性) ③前立腺がん検診受診率 (40 歳以上の男性)	①44.2% ②42.2% ③36.4% (H27 年度)	①50.0% ②50.0% ③50.0% (H33 年度末)

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

目標	指標	現状値 (時点)
1	「男女共同参画社会」という言葉を全く知らない人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	26.9% (H27.8)
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	40.9% (H27.8)
	社会通念・慣習・しきたりなどで、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	72.9% (H27.8)
	社会全体で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	66.6% (H27.8)

目標	指 標	現状値 (時点)
2	学校教育の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	12.6% (H27.8)
3	政治の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	65.9% (H27.8)
	市議会議員に占める女性の割合	12.0% (H28.4)
	市内企業における女性管理職の割合 ※管理職：役員・部長相当職、課長相当職 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	16.5% (H27.8)
4	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定企業の割合 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	14.3% (H27.8)
	香川県子育て行動計画策定企業認証マークを取得した、市内に本社を置く企業数	21社 (H28.10)
	家庭生活中で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	50.2% (H27.8)
	家事の分担について、「主に妻が担っている」と答えた人の割合 ①掃除 ②洗濯 ③食事のしたく ④食事の後かたづけ ⑤子どもの世話・教育 ⑥家族の介護 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	①64.1% ②75.8% ③81.2% ④65.3% ⑤44.5% ⑥26.3% (H27.8)
	自治会などの地域活動の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	44.5% (H27.8)
	「地域活動や社会活動に特に参加していない」と回答した人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	43.9% (H27.8)
5	職場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	47.2% (H27.8)
6	DVを受けたことがある人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	女性 12.5% 男性 3.0% (H27.8)
	DVを受け、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	女性 29.3% 男性 60.0% (H27.8)
	市の女性相談で受けたDV相談件数	111件 (H27年度)